

大震法の地震防災基本計画に基づく警戒宣言発令時の主な対策（地震防災応急対策）

区分	主な対策内容
避難対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象地区（津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域）内の居住者等は避難 ・ 老人、子供、病人等災害時要援護者の避難について必要な支援を実施 ・ 山間地及び徒歩避難が著しく困難な避難対象地区では、車両避難を検討
病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客等に対し、地震予知情報等を伝達 ・ 顧客等の退避又は安全確保のための措置を実施 ・ 病院や百貨店等については、安全性が確保されている場合は、営業継続可能
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震が発生した際に生ずる可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止、落下、転倒その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施 ・ 発災に備えて、施設内部における消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制を準備
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強化地域内への列車の進入禁止。地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅等まで安全な速度で運転して停車、待機。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域は、運行可。 ・ 索道事業については、運送中の旅客を停留場まで運送した後、運転を停止。 ・ 港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想される場合は、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の実施
交通対策（道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強化地域内での車両の走行は、極力抑制 ・ 強化地域内への車両の流入は、極力制限 ・ 強化地域外への車両の流出については、原則として制限せず ・ 高速自動車国道においては、車両の強化地域への流入を制限、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限 ・ 強化地域内の交通規制については、地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して効果的に実施
学校関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の置かれている状況等に応じ、幼児、児童、生徒等の保護者の意見を聞いた上、実態に即した保護の実施
社会福祉施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設においては、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分考慮して入所者等の保護及び保護者への引き継ぎを実施
水道、電気及びガス事業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水については、警戒宣言時において飲料水の供給を確保継続。居住者等が自ら緊急貯水を実施 ・ 電気については、必要な電力を供給する体制を確保 ・ ガスについては、その供給の継続を確保
通信事業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用制限等の措置等の実施
その他の施設又は事業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山については、構内作業員に対する地震予知情報等の伝達及び伝達後に退避。保安上の応急措置を実施 ・ 貯木場については、貯木に対する流出防止措置を実施。 ・ 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上）について、観客に対する地震予知情報等の伝達及び観客の避難誘導等を実施。また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施。 ・ 道路については、緊急点検及び巡視を実施 ・ 工場等（勤務人員が千人以上）について、従業員等に対する地震予知情報等の伝達及び従業員等の退避安全を確保